下水サーベイランス事業の促進を求める件

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が法上の5類に分類されて以降、感染者数を把握する方法が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている。今後、同感染症の流行状況を予測するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、全国の地方公共団体の下水処理施設を活用した「下水サーベイランス(下水疫学調査)」の実施体制を整備することは、感染症予防を促進する上で有効であると考える。

感染症への対応の基本は、適切な検査を正確に行い、予防方法を周知することで感染の拡大を抑制することである。今後、「下水サーベイランス」の実施体制が整備され、研究が進めば、感染症流行の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染症流行拡大の兆候を察知し、その後の傾向を把握するための一助となる可能性がある。

本市に拠点を置く国立大学法人東北大学は、本市と「下水情報取得及び活用の調査研究に係る覚書」を締結し、本市が提供する下水を調査対象として「下水サーベイランス」の研究を進めている。同大学では、未だ有効な治療法が確立されていないノロウイルスによる感染症の流行に関し、下水中ノロウイルス濃度が高まった時点で感染拡大を抑制するよう予防に向けた情報発信をする取り組みを進めているほか、新型コロナウイルス感染陽性者数を予測する公開実証実験を行うなど、意欲的な取り組みを進めているところである。国内では、他にも地方公共団体、研究機関、民間企業等により様々な下水サーベイランスが行われ、感染症対策の一助となるよう、活用に向けた研究が進められてきている。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」の結果報告で「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」とされたところである。このことからも、今後、同様の取り組みを拡大し、下水サーベイランスの研究を促進することが望ましいと考える。

よって、国会及び政府におかれては、令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」を司令塔とし、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体等が連携して、全国的に下水サーベイランス事業の実施体制の整備を促進するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年10月13日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣 国土交通大臣 内閣官房長官 感染症危機管理担当大臣 様

仙台市議会議長 橋 本 啓 一